全国医政関係主管課長会議資料

平成18年2月20日(月)

於:中央合同庁舎5号館 低層棟講堂

厚生労働省保険局

目 次

1. 健康保険法等の一部を改正する法律案の骨子	1
2. 医療費適正化計画の推進	3
(1) 医療費の伸びの抑制(中長期的対策)	4
(2)生活習慣病対策の取組	5
(3)平均在院日数短縮に向けた取組	6
(4) 医療費適正化計画の期間終了時の措置	7
(5)都道府県における3計画と医療費適正化計画との関係	8
3. 療養病床の現状等	1 5

健康保険法等の一部を改正する法律案の骨子

医療保険制度について、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、「医療制度改革大綱」(平成17年12月1日 政府・与党医療改革協議会決定)に沿って、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等所要の措 置を講ずる。

概要

1 医療費適正化の総合的な推進

- (1) 医療費適正化計画の策定
 - 生活習慣病対策や長期入院の是正など中長期的な医療費適正化のため、国が示す基本方針に即し、国及び都道府県が計画(計画期間5年) を策定【平成20年4月】
- (2) 保険者に対する一定の予防健診等の義務付け
 - 医療保険者に対し、40歳以上の被保険者等を対象とする糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導の実施を義務付け【平成20年4月】
- (3) 保険給付の内容・範囲の見直し等
 - 現役並みの所得がある高齢者の患者負担を2割から3割に引き上げ【平成18年10月】
 - 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担を見直し【平成18年10月】
 - 傷病手当金・出産手当金の支給率等を見直し【平成19年4月】
 - 70歳から74歳までの高齢者の患者負担を1割から2割に引き上げ【平成20年4月】
 - 乳幼児に対する患者負担軽減(2割負担)の対象年齢を3歳未満から義務教育就学前まで拡大【平成20年4月】
- (4)介護療養型医療施設の廃止【平成24年4月】

2 新たな高齢者医療制度の創設

- (1)後期高齢者医療制度の創設【平成20年4月】
 - 75歳以上の後期高齢者の保険料(1割)、現役世代(国保・被用者保険)からの支援(約4割)及び公費(約5割)を財源とする新た な医療制度を創設
 - 保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が実施
 - 高額医療費についての財政支援、保険料未納等に対する貸付·交付など、国·都道府県による財政安定化措置を実施

- (2) 前期高齢者の医療費に係る財政調整制度の創設【平成20年4月】
 - 65歳から74歳までの前期高齢者の給付費及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、国保及び被用者保険の加入者数に応じて負担する財政調整を実施
 - 退職者医療制度について、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として、現行制度を経過措置として存続

3 保険者の再編・統合

- (1) 国保の財政基盤強化
 - 国保財政基盤強化策(高額医療費共同事業等)の継続【公布日(平成18年4月から適用)】
 - 保険財政共同安定化事業の創設【平成18年10月】
- (2) 政管健保の公法人化【平成20年10月】
 - 健保組合の組合員以外の被保険者の保険を管掌する全国健康保険協会を設立
 - 都道府県ごとに、地域の医療費を反映した保険料率を設定
 - 適用及び保険料徴収事務は、年金新組織において実施
- (3) 地域型健保組合【平成18年10月】
 - 同一都道府県内における統合を促進するため、統合後の組合(地域型健保組合)について、経過措置として、保険料率の不均一設定を 認める

4 その他

- 保険診療と保険外診療との併用について、将来的な保険導入のための評価を行うかどうかの観点から再構成【平成18年10月】
- 中医協の委員構成の見直し、団体推薦規定の廃止等所要の見直しを実施【平成19年3月】 等

(注)【 】内は施行期日

医療費適正化計画の推進

(医療費適正化の総合的な推進)

医療費の伸びが過大とならないよう、糖尿病等の患者・予備群の減少、平均在院日数の短縮を図るなど、計画的な医療費の適正化対策を推進する。

(医療費適正化計画の推進)

- (1)国の責任のもと、国及び都道府県等が協力し、生活習慣病対策や長期入院の是正などの計画的な医療費適正化に取り組む。
- (2)計画の推進のための支援措置を講ずる。健康増進計画や医療計画、介護保険事業支援計画と整合のとれたものとして作成し、施策の連携を図る。
- (3)計画を確実に実施するための検証を行う。

(1) 医療費の伸びの抑制(中長期的対策)

基本的考え方

- ◎ 平成20年度を初年度とする医療費適正化計画(5年計画)において、政策目標を掲げ、医療費の伸びを適正化
 - 生活習慣病予防の徹底 → 政策目標:生活習慣病有病者・予備群を25%減少 (平成27(2015)年度)
 - ・ 平均在院日数の短縮→ 政策目標:全国平均(36日)と最短の長野県(27日)の差を半分に縮小(同上)

玉

共同作業

都道府県

- 医療費適正化基本方針・全国医療費適正化計画の作成
- 都道府県における事業実施への支援
 - 平均在院日数の短縮に資する診療報酬の見直し
 - ・医療提供体制の整備
 - •人材養成
 - ・病床転換に関する財政支援
- 計画の進捗状況の評価(中間年·平成22年度)、 実績の評価(最終年の翌年·平成25年度)

- 都道府県医療費適正化計画の作成
- 〇 事業実施

(生活習慣病対策)

- ・保険者事業(健診・保健指導)の指導
- 市町村の啓発事業の指導

(在院日数の短縮)

- ・医療機能の分化・連携の推進、在宅医療の推進
- ・病床転換の支援
- 計画の進捗状況の評価(中間年・平成22年度)、──実績の評価(最終年の翌年・平成25年度)

実績評価の結果を踏まえた措置

- 都道府県に配慮して診療報酬を定めるように努める(※)
- 都道府県と協議の上、適切な医療を効率的に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲で、 都道府県の診療報酬の特例を設定することができる ※設定にあたっては中医協において審議
- ← 診療報酬に関する意見を提出することができる(※)

〇 保険者・医療機関に対する必要な助言又は援助等(※)

保険者

(※)については中間年における進捗状況の評価時も同様

〇保険者に、40歳以上の加入者に対して、糖尿病等に着目した健康診査及び保健指導の実施を義務付け

(2) 生活習慣病対策の取組

基本的な方向

〇 医療保険者(国保・被用者保険)に対し、40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した健診及び保健指導の事業実施を義務づける。

主な内容

- 各医療保険者は、国の指針に従って計画的に実施する。(平成20年度より)
- 健診によって発見された要保健指導者に対する保健指導の徹底を図る。 → 指針において明示
- 被用者保険の被扶養者等については、地元の市町村国保で健診や保健指導を受けられるようにする。
 - → 医療保険者は市町村国保における事業提供を活用することも可能。 (費用負担及びデータ管理は、利用者の属する医療保険者が行う。)
 - → 都道府県ごとに設置される保険者協議会において、都道府県が中心になって、効率的なサービス提供がなされるよう、各医療保険者間の調整や助言を行う。
- 医療保険者は、健診結果のデータを有効に活用し、保健指導を受ける者を効率的に選定するとともに、 事業評価を行う。また、被保険者・被扶養者に対して、健診等の結果の情報を保存しやすい形で提供する。
- ※ 市町村国保等の健診事業等に対して、一部公費による支援措置を行う。

(3) 平均在院日数短縮に向けた取組

基本的な方向

- 各都道府県は、医療機関その他の関係者と協力の下、住民が疾患の状態や時期に応じた適切な医療を受けることができるよう、医療機能の分化・連携、在宅療養の推進、療養病床の転換支援の取組を行う。
- こうした都道府県の取組に対して、国は、次のような各種支援措置を講じる。
 - ・ 医療計画制度の見直しに関する基本指針の策定及びマニュアルの作成
 - ・ 医療機能の分化・連携、在宅療養の推進に係る診療報酬上の評価
 - ・ 保健医療提供体制の統合補助金や整備交付金の活用
 - 医療保険財源を活用した転換整備事業

主な内容

① 医療機能の分化・連携

○ 医療計画の見直しを通じ、脳卒中対策などの事業ごとに、急性期から回復期、療養、介護等に関係する各機関による 具体的な連携体制を形成し、状態や時期に応じた、切れ目のない適切な医療が受けられるようにする。

② 在宅療養の推進

○ 病院から在宅への復帰が円滑にできるよう、退院時における主治医やケアマネジャーとの連携を図り、看取りまで 含めた在宅医療の支援体制を構築する。また、高齢者向けの自宅以外の多様な居住の場や療養・介護の場となる 住宅の整備を推進する。

③ 療養病床の転換支援

○ 高齢者の療養病床について、老人保健施設や居住系サービス施設(有料老人ホーム、ケアハウス等)への転換を支援する。

(4) 医療費適正化計画の期間終了時の措置

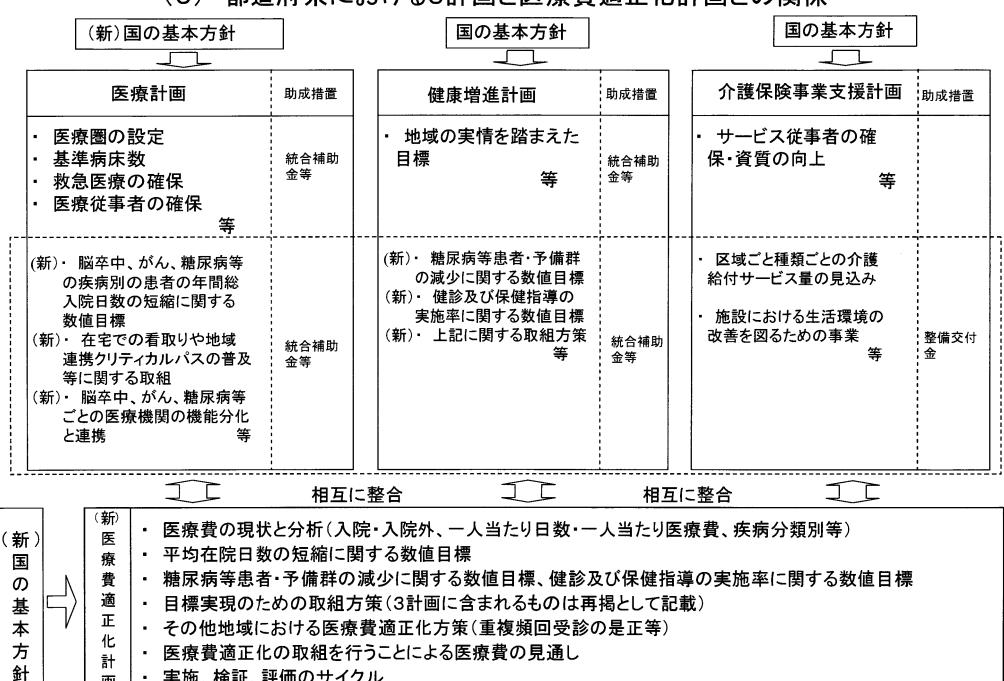
【都道府県における取組】

- 各都道府県計画の各事業の進捗状況を把握
- ・ 都道府県計画の政策目標及び医療費見通しと、把握した実績との比較を行い、差異が生じた要因を 分析
- 要因分析を踏まえた対応策の案を検討
- 以上を国に報告

【国における取組】

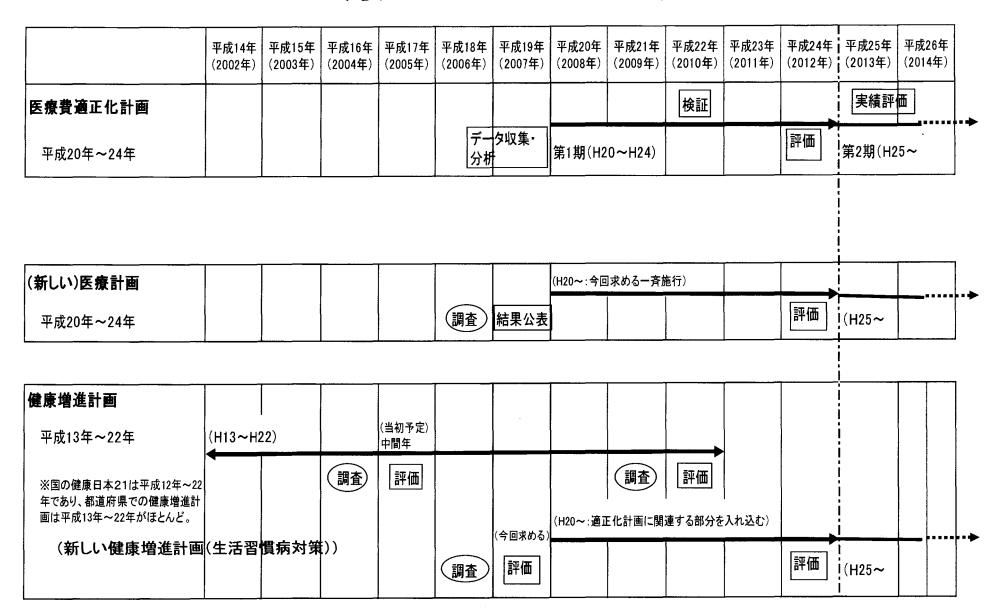
- ・ 国全体としての評価及び都道府県ごとの評価を実施
- 国全体としての評価を踏まえ、診療報酬体系の見直し
- ・ 都道府県と協議した上で、都道府県ごとの特例的な診療報酬の設定
- その他、都道府県の基本計画の支援等必要な取り組みを進める。

都道府県における3計画と医療費適正化計画との関係



実施、検証、評価のサイクル

今後のスケジュール (未定稿)



(参考1)

医療費増加の構図

医療費の増加

取組

の

体

系

・医療機能の分化・連携

急性期回復期療養期在宅療養

連携

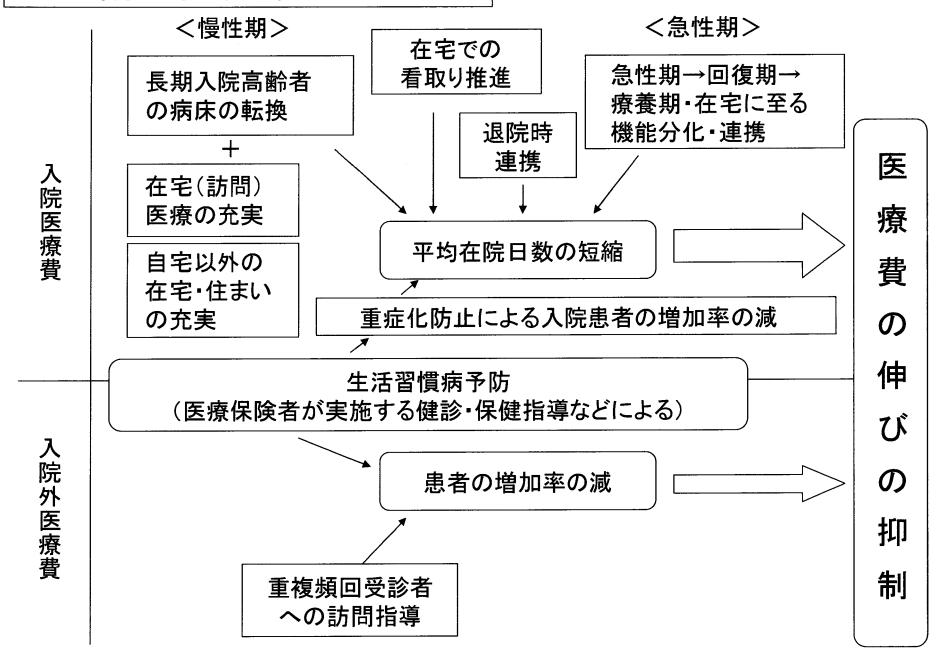
介護提供体制

地域における高齢者の生活機能の重視

生活 習 慣 病 対 策

- ①保険者と地域の連携した一貫した健康づくりの 普及啓発
- ②網羅的で効率的な健診
- ③ハイリスクグループの個別的保健指導

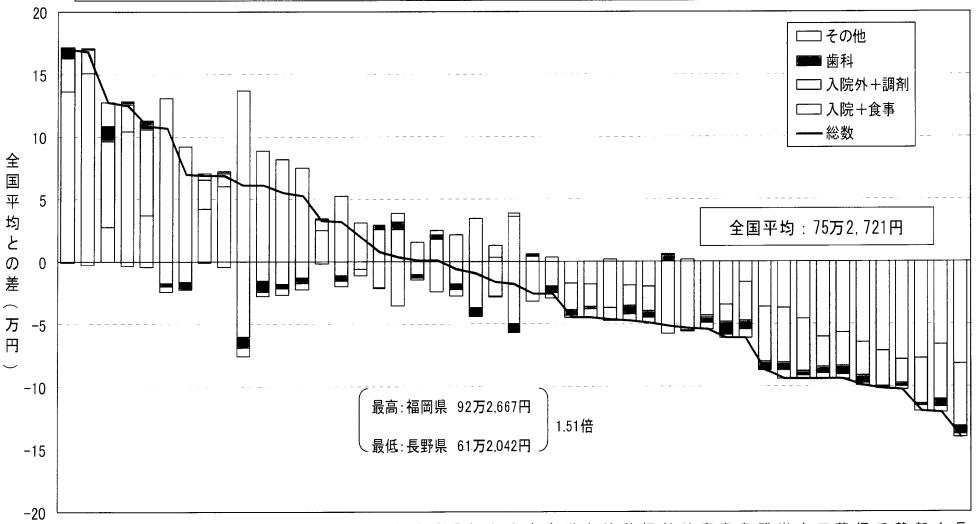
(参考2) 各種取組と医療費適正化の関係



(参考資料1)

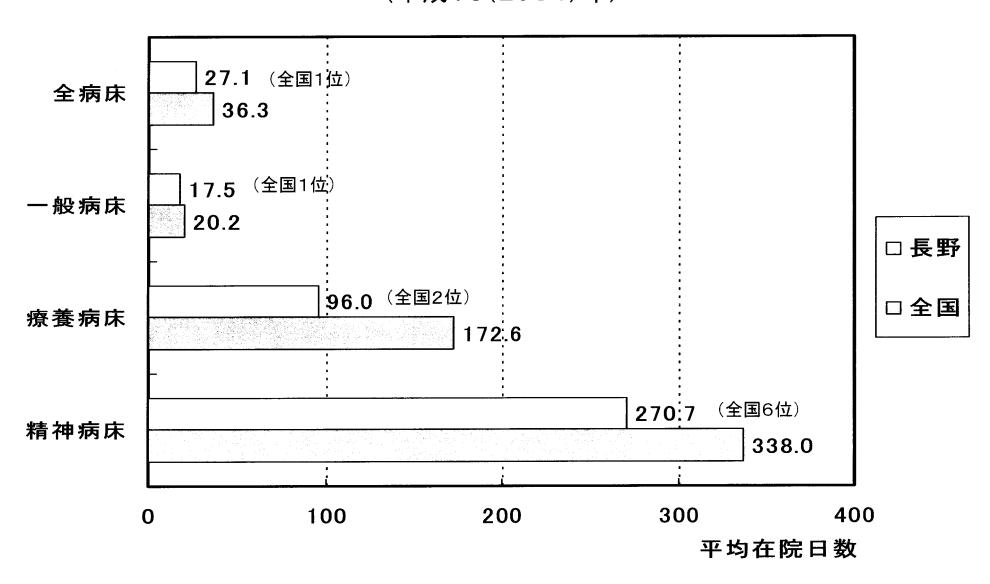
1人当たり老人医療費の診療種別内訳(全国平均との差) ~平成15年度~

○1人当たり老人医療費は、最大(福岡県)と最小(長野県)で約30万円(約1.5倍)の格差が 存在しており、都道府県格差の約7割は入院医療費が寄与している。



福北大長広高石京佐沖鹿熊大香山岡兵東徳愛愛福和富奈宮滋鳥埼秋福神岐宮青島群岩山三茨栃千静新山長岡海阪崎島知川都賀縄児本分川口山庫京島知媛井歌山良崎賀取玉田島奈阜城森根馬手梨重城木葉岡潟形野道 島 山 川

病床別に見た全国平均と長野県の平均在院日数の比較 (平成16(2004)年)



出典:平成16(2004)年病院報告

(参考資料3) 医療提供体制の各国比較(2003年)

国名	平均在院 日数	人口千人当 たり病床数	病床百床当たり 医師数	人口千人当 たり医師数	病床百床当たり 看護職員数	人口千人当たり 看護職員数
日本	36. 4	14. 3	13. 7 (2002)	2. O (2002)	54 . 0 (2002)	7. 8 (2002)
ドイツ	10. 9 (2002)	8. 9 (2002)	37. 6 (2002)	3. 4	108. 6 (2002)	9. 7
フランス	13. 4	7. 7	42 . 5 (2002)	3. 4	91. 1 (2002)	7. 3
イギリス	7. 6	4. 2	49 . 7 (2002)	2. 2	224. O (2002)	9. 7
アメリカ	6. 5	3. 3	66. 8 (2002)	2. 3 (2002)	233. O (2002)	7. 9 (2002)

(出典):「OECD Health Data 2005」

日本:全病院の病床 ドイツ:急性期病床、精神病床、予防治療施設及びリハビリ施設の病床(ナーシングホームの病床を除く)

フランス: 急性期病床、長期病床、精神病床、その他の病床 イギリス: NHSの全病床(長期病床を除く)

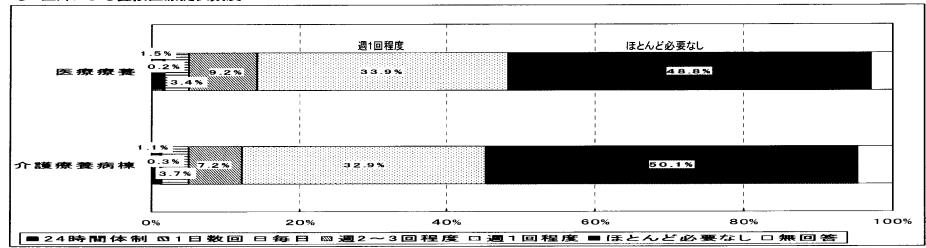
アメリカ: AHA (American Hospital Association)に登録されている全病院の病床

[※] 病床百床当たり医師数、病床百床当たり看護職員数については医師数、看護職員数を病床数で単純に割って百をかけた数値である。

[※] 平均在院日数の算定の対象病床はOECDの統計上、以下の範囲となっている。

療養病床の現状

- 療養病床の入院患者のうち医師の対応がほとんど必要ない人が概ね5割
- 〇 医師による直接医療提供頻度



[中医協「慢性期入院医療実態調査」(平成17年11月11日中医協資料)]

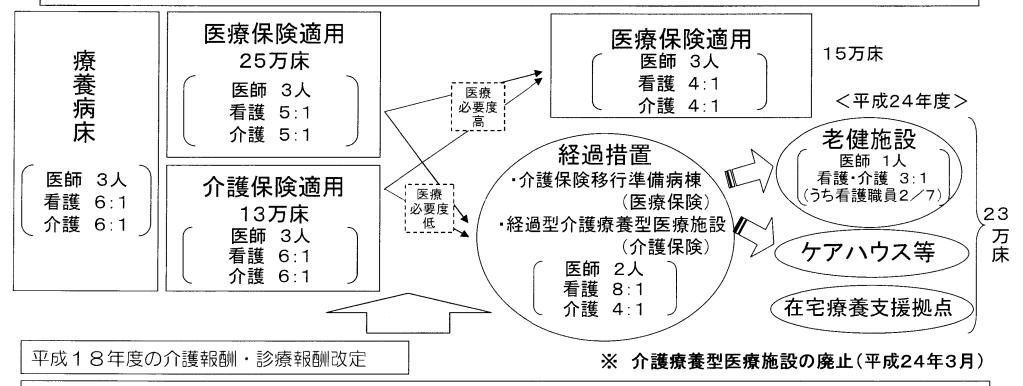
○ 医療保険適用、介護保険適用、それぞれに入院する患者の状態



〔医療経済研究機構「療養病床における医療提供体制に関する調査」(平成16年3月)〕

医療の必要性に応じた療養病床の再編成

- ①療養病床については、医療の必要度の高い患者を受け入れるものに限定し、医療保険で対応するとともに、
- ②医療の必要性の低い患者については、病院ではなく在宅、居住系サービス、又は老健 施設等で受け止めることで対応する。



- (1) <u>医師・看護職員の配置等が緩和された「経過型介護療養型医療施設(仮称)」の創設</u>[介護報酬改定] 将来的な老健施設等への移行を視野に入れた平成23年度末までの経過措置
- (2) 医療の必要性による区分の導入[診療報酬改定]
 - 医療の必要性の高い患者については評価を引き上げ、低い患者については評価を引き下げ
 - ・医療の必要性の低い患者を一定以上受け入れている場合について、「介護保険移行準備病棟(仮称)」を 平成23年度末までの経過措置として創設

療養病床が転換するときの支援措置

○療養病床について、老人保健施設等への転換を進めるため、転換支援の助成等を行うとともに、介護保険において、平成23年度までに必要な受け入れを図る。

医療保険財源による転換支援措置(医療療養病床対応)

- ※長期入院病床を老人保健施設又は居住系サービス施設に 転換するために要する費用を助成するための事業を実施
- ※都道府県が実施
- ※上記助成創設までは医療提供体制施設整備交付金(都道府県 交付金)のメニュー項目の活用により対応

医療療養病床

介護療養病床

病床転換

老人保健施設

ケアハウス

有料老人ホーム

グループホーム

在宅療養支援拠点

医師・看護職員等の配置等が 緩和された経過的類型

注:現行の療養病床のほかに、将来的な老人保健施設や居住系サービス等への転換を念頭に移行促進措置を設ける

療養病床が老健施設に転換 する場合の施設基準の緩和

注:既存の建物をそのまま活用して老人 保健施設に円滑に転換できるよう、 6年間は1床当たり面積を6.4 ㎡(老人保健施設は8㎡)で可とす るなど、経過的に施設基準を緩和

第4期の介護保険事業計画において 病床の転換が円滑に行われるよう 参酌標準を見直し

(健保法改正法案の附則で措置)

市町村交付金の実施(介護療養病床対応)

- ※介護療養型医療施設等の機能転換を促進
- ※市町村が実施